

## 令和元年度第1回青森市子ども・子育て会議概要

- 1 開催日時 令和元年6月20日(木) 18時30分～19時45分
- 2 開催場所 青森市総合福祉センター 3階中会議室
- 3 出席委員 内海隆 会長、天内博久 委員、今村良司 委員、川名裕美 委員、高坂覚 委員、橋本歩 委員、長谷川涼子 委員、松浦淳 委員、松本香 委員、和田律子 委員  
《計10名》
- 4 欠席委員 伊藤えり子 委員、河野五百子 委員  
《計2名》
- 5 事務局 福祉部長 舘山新  
福祉部次長 福井直文  
子育て支援課長 奈良英文、副参事 泉澤豊  
主幹 村田幸長、澤田正志、主査 今福太郎、主事 沼田宏貴  
《計8名》
- 6 会議次第
  - 1 開会
  - 2 福祉部長あいさつ
  - 3 議事  
特定地域型保育事業の確認に係る利用定員の設定について
  - 4 その他  
青森市子ども・子育て支援事業計画第2期計画の策定について
  - 5 閉会
- 7 会議概要
  - 3 議事

【特定地域型保育事業の確認に係る利用定員の設定について】

## 事務局から資料1について説明

### 質疑・意見

○委員 現在の需要と比較し、不足している部分を小規模保育事業で補うことには賛成であるが、人口減少が進む中で、3から4年後に需給調整に入る段階にあっては、新規に開設した小規模保育事業や企業主導型保育事業から退出していただくと内閣府では言っている。この点について青森市ではどのように考えているか。

●事務局 本市においては、子どもの数は減少しているものの保育ニーズは右肩上がりであり伸びている状況にあることから、保育需要の見込みについては今年度策定予定の青森市子ども・子育て支援事業計画第2期計画の中で検討していく。施設の需給調整については国で正式に決定したものではなく、基本的には施設の立地状況や提供するサービスなど、保護者の選択等により必然的に方向性が決まっていくものとする。

○委員 小規模保育事業のみを営んでいる事業者はどれくらいいるのか。

●事務局 現在5施設が小規模保育事業を実施しており、保育所と小規模保育事業の両方を営んでいる施設が2者、認可外保育所から移行して小規模保育事業者となった施設が2者、小規模保育事業のみを営んでいる施設が本申請を合わせて2者となっている。

○委員 小規模保育事業を利用後に移行する施設は確保されているのか。

●事務局 小規模保育事業は幼稚園や保育所などの連携施設を確保することとなっており、受け皿は用意されているが、必ずその施設を利用しなければならないわけではなく、保護者が施設を選択できることになっている。

○委員 育児休暇を年度当初に合わせて切り上げなくてもすむように、市役所に届出をする際などに保護者から仕事への復帰時期等を確認することはできないか。

●事務局 家庭により状況が異なることから、入所の時期を事前に把握するのは困難であるが、そのような事情は承知していることから、どのような方法がよいか引き続き検討していきたい。

○委員 入所する時期が決まっているのであれば、保育所側もその時期に合

わせて保育士の確保ができるのではないか。

●事務局 入園予約をすることにより、保護者側には育児休暇が終わる時期まで子どもの面倒を見られるほか、それに向けた生活設計を組めるメリットがある一方、当該予約により、その時点で本当に保育が必要な子どもが入所できなくなるという課題もある。

○委員 子どもの数は減少しているが、復職率も高くなっていることから、需要の予測をきちんと立てていくことが重要である。

○委員 青森市でも施設を選ばなければ全員が入所できるだけの定員は確保されている。市では既に行っているが、施設の空き状況をホームページで公表し、周知することにより、いつでも預けられるという安心感が出るのではないか。

#### 審議

青森市子ども・子育て会議として、特定地域型保育事業の1施設の利用定員について、原案どおり承認した。

#### 4 その他

【青森市子ども・子育て支援事業計画第2期計画の策定について】

#### 事務局から資料2について説明

#### 質疑

○委員 幼児教育無償化の影響による保育需要の増大は見込んでいるのか。

●事務局 幼児教育無償化の対象である3歳から5歳までの子どもの約96%が既に何らかの施設に入所しており、それ以外の4%についても認可外施設や障害児通所支援施設等を利用していること、0歳から2歳までの入所者のうち非課税世帯が対象であることから、幼児教育無償化が保育需用に及ぼす影響はそれほど大きくはないと考えている。